

平成30年度実践研究協議会 刈谷市立刈谷特別支援学校

平成30年度「学校における医療的ケア体制構築事業」

「出向看護師システム」とは…

医療的ケアを実施するために
新設校として考えなければならないこと

- 1 刈谷市立刈谷特別支援学校の医療的ケアシステムをどのように構築するか。
- 2 学校看護師の募集・配置をどうするか。
- 3 転入してくる児童生徒の保護者への負担軽減の方法はないか。

設置者雇用看護師の課題

ケア内容と葛藤	指導医、主治医、教職員との連携の難しさ
看護業務に関するサポート体制の不足	労働環境の不安定

設置者雇用看護師の課題解決のために

学校における看護師の役割検証と専門性の確保	主治医、指導医との連携をスムーズにするためのシステムの構築	ケアルームの設置と執務環境の整備
-----------------------	-------------------------------	------------------

刈谷市として新規に看護師を雇用するのではなく、病院の看護師に出向してもらい、病院と学校とが連携した医療的ケアを実施できるようなシステムが望ましい。

出向看護師システムに向けて

刈谷市教育委員会への説明

初めて、市立の肢体不自由特別支援学校を開校するにあたり、医療的ケアの重要性、看護師配置の必要性の説明をした。その中で、設置者雇用看護師を配置した場合の課題も併せて説明し、刈谷豊田総合病院から看護師を出向してもらうことが理想であることを理解してもらう。

出向看護師システムに向けて

刈谷豊田総合病院への依頼

出向看護師の可能性について、刈谷市から刈谷豊田総合病院への説明、依頼をし、刈谷豊田総合病院内で検討してもらう。その結果、平成30年度から刈谷豊田総合病院からの出向看護師で対応することになる。その後、看護師の勤務条件等についての会議を重ねた。

出向看護師システムに向けて

出向看護師による医療的ケアの準備

出向看護師をベースにした医療的ケア実施要綱、看護師の服務規程、指導医設置要綱を策定するとともに、医療的ケアの現状見学(愛知県立ひらぎ特別支援学校)を行い、病院看護師が出向した場合のケアルーム設置備品、執務環境整備等を検証した。

入学式・始業式からのフルケア実施

対象児の確認、
医療的ケア実施
に向けての
日程説明

指導医へのシ
ステムの説明、
すべての主治医
への説明

指導医の診察、
カルテ作成、
看護師の個別
マニュアル作成

前年度末までに、指導医を中心とした出向看護師システムが整った。

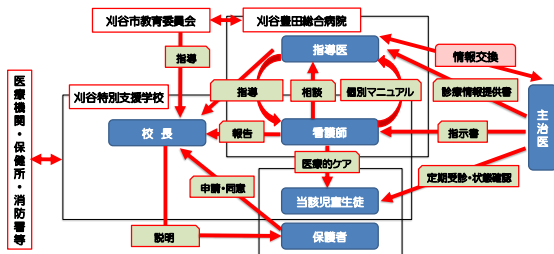
新規に作成した関係法令等

- 刈谷市立刈谷特別支援学校医療的ケア実施要綱
及び各様式
- 刈谷市立刈谷特別支援学校医療的ケア指導医
設置要綱
- 刈谷市立刈谷特別支援学校に勤務する看護師の
服務に関する基準

医療的ケア実施手順の比較

これまでの学校	刈谷市立刈谷特別支援学校
校長による医療的ケア実施に向けての説明をする。	
主治医に「主治医指示書」の作成を依頼し、校長に提出 看護師は「主治医指示書」に基づき、「個別マニュアル」を作成する。校長は、主治医に「個別マニュアル」に対する指導を依頼する。	保護者は主治医に「主治医意見書」「診療情報提供書」「医療的ケア指示書」の記載を依頼し、看護部立ち会いの下、指導医の診察を受ける。(カルテの作成)
看護師、担任、養護教諭は、主治医による研修を受ける。 新規採用看護師は、医療的ケアすべてにおいて主治医の研修を受ける。 校長は保護者に、「医療的ケア試行決定通知書」を通知する。	看護師は、「医療的ケア指示書」に基づき、「個別マニュアル」を作成する。
看護師は保護者立ち会いの下、医療的ケアの試行を実施する。	保護者は、医療的ケアの実施状況を確認し、依頼事項があれば看護部に申し出る。看護師は、必要があれば指導医と相談の上、「個別マニュアル」を修正する。
試行完了後、校長は「医療的ケア決定通知書」を保護者に通知する。	
	保護者は、「医療的ケア実施承諾書」を提出する。

刈谷特別支援学校における医療的ケア実施体制図



ありがとう
ございました